第10回 行政手続部会 議事録

1. 日時:平成31年2月26日(火)9:59~11:34

2. 場所:合同庁舎第4号館12階共用1214会議室

3. 出席者:

(委 員) 髙橋滋 (部会長)、野坂美穂、林いづみ、原英史

(専門委員) 大崎貞和、佐久間総一郎、堤香苗、濱西隆男、八剱洋一郎

(事務局) 田和室長、福島次長、石崎参事官、谷輪参事官、

(政 府) 奥田内閣官房IT総合戦略室内閣参事官

(ヒアリング出席者) 徳島県:飯泉知事

国土交通省:髙橋建設業課長

: 平林建設業政策企画官

経済産業省:吉田商務情報政策局総務課

情報プロジェクト室長補佐

: 今里大臣官房会計課政策企画委員

: 平本経済産業省CIO補佐官

農林水産省:山本サイバーセキュリティ・情報化審議官

:安藤大臣官房広報評価課情報管理室長

4. 議題:

(開会)

- 1. 徳島県における行政手続コスト削減の取組
 - ・飯泉徳島県知事によるプレゼンテーション
- 2. 関係省庁からのヒアリング
 - ・個人事業主の事業承継について(国土交通省からヒアリング)
- 3. 関係省庁からのヒアリング
 - ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について (農林水産省、経済産業省からヒアリング)

(閉会)

5. 議事概要:

○髙橋部会長 それでは、お見えでございますので、第10回の「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 安念部会長代理、川田専門委員、國領専門委員、田中専門委員が御欠席でございます。 堤専門委員が遅れての御出席で、原委員もそのうち見えられると思います。 それでは、本日は、徳島県における行政手続簡素化の取組につきまして、プレゼンテーションをいただくため、飯泉知事にお越しいただいております。

大変遠方からお越しいただき、御多忙の中を来ていただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、どうもありがとうございます。

では、早速ですが、知事、プレゼンをよろしくお願いいたします。

○飯泉知事 それでは、早速、プレゼンをさせていただきたいと思います。

髙橋部会長を初め、本日、こうした場をいただきましたこと、心から感謝を申し上げた いと存じます。

お手元にカラー刷りのものと、あと、パワーポイントで動画も入ってまいりますので、 御覧をいただければと思います。

それでは、本日のラインナップを御紹介したいと思います。

本日のラインナップは「I 現状」から「IV 今後の対応」までの4本ということであります。

ちなみに、システィーナ・ホールは、年末、紅白歌合戦で、米津玄師さんの関係で少し PRをさせていただいているところであります。

それでは、早速「I 現状」についてであります。

まず、徳島県における規制改革の取組ということで、全国で地方版としては、平成28年の4月、初めて徳島県規制改革会議をスタートさせました。

そして、これまで3次にわたって提言をいただいております。

第1次提言は、民泊新法ができるということで、シームレス民泊について、そして、今回の提言のテーマ、行政手続の簡素化、オンライン化に向けた対応、AIなどの新技術の活用というのが第2次提言で受けたところであります。

それでは、行政手続のオンライン化は右側のところ、平成30年の5月、総務省のほうから指針が改定され、打ち出されました。

地方公共団体において、特に都道府県が取り組むべき9つの手続が追加され、この9つのうち、既に4つの手続、例えば、住宅・土地統計調査であるとか、あるいは経済センサスの活動調査など、4つの手続については、既に徳島県は終えたところでありまして、31年度に残りの5手続も着手ということであります。

しかも、これに加えて、やはり県内において、県民あるいは事業者の皆さん方からのニーズの高い、例えば、食品衛生の責任者の変更であるとか、奨学金の返還金の通知書、また、暴対法の責任者の選任届、また、治山事業入札資格審査など、これらについてはすべて対応済みでありますが、こうしたものをあえて加える形で進めさせていただいているところであります。

次に「II AIの利活用」について御紹介を申し上げていきたいと思います。

やはり、今まで手作業が多いのが役所ということでありましたが、ここにAIを導入しよ

うと。

まず、最初にFAQ応答システム、自然言語でということで対応させていただきました。 特に、民泊新法、これに関心の高い皆さん方が多く、しかし、役所は開庁する時間帯、 土日がお休みでもあります。

こうした皆さん方に、御自分たちの都合のいい時間帯に自由にお聞きいただこうという ことで、実際に行ってみますと、閉庁時間帯の対応は32%でありました。

また、この質問に対しての回答率は96%と、非常に高いものを出すことができまして、 事業者の皆さん方、希望する皆さん方からも御満足をいただいているところであります。

また、海外の皆さん方へも、今、インバウンド、2020年、4000万人の日本となろうとしているところでありまして、海外から注目の高い阿波おどりの関係、この期間中に阿波おどりに関係する様々な御質問、これを自然言語で、しかも、日本語はもとよりのこと、中国語、ハングル、英語と4カ国対応でさせていただいたところであります。

こちらにつきましても、閉庁時の対応が21%、4カ国対応での満足度は74%となったと ころであります。

ということで、こうした実証を行うことから今度は実装へということで、特に新たに4つのテーマで今年度運用中であります。

食の安全安心、消費生活、また、障がい者雇用、そして、被災者支援の資金の関係についてであります。

少し動画を御覧いただきたいと思います。全て自然言語で対応が可能となっております。 (動画再生)

そして、さらに、これを県庁のコールセンター、徳島県の場合には、都道府県としては最初のうちにコールセンター業務を県庁の中に入れさせていただいておりまして、このFAQにAIを導入し、よりスピード感のある対応を目指そうと、このように考えております。

次に、AI活用の2番目として、知事の定例記者会見、これを1つの実証の場とさせていただきました。しかも、これにAIの要約サービスを加えたところであります。

では、どんなシステムになっているのか。

まず、私は、月曜日の10時から定例記者会見を毎週行います。そして、従来は、これを テープに録音し、それを職員が文字起こしを行うと。間違いがあってはいけないというこ とで大変な作業となり、従来は完成するまでに5日間かかっておりました。

しかし、今回のシステムを導入することによって、私がマイクを付けることによって、 自動的にAIが文字起こしを行う、同音異義語も、これまでのフリクエンシーに応じる形で、 自分で自動修正する。しかも修正箇所をそのときにチェックすることができますので、例 えば、その行がおかしいということであれば、そこをクリックしておけば、後でもう一度 そこをクリックすると私の音声が出て、最終調整することができます。

ということで、少し、その様子を御覧いただきたいと思います。

(動画再生)

ということで、いわば、たちどころに文字起こしが行われるということで、実際には、 大体11時に定例会見が終わりますので、その3時間後、午後2時にはホームページにアップされます。

しかも、AI要約が可能と、なかなか全部を読み切るのは難しい、そうした皆さん方には、例えば、80%、50%、20%と自由に要約が可能となります。

こうした形でAI要約の満足度91%、また、公開までの時間短縮は、何と92%削減であります。

さらに、これをもっと文字数の多い、いろいろな審議会、その会議録に利用拡大をしているところであります。

こちらにつきましては、例えば、3,000文字、5,000文字などということは多々あるわけでありますが、それをたちどころに読みこなすことができるようになります。

次に、今度はRPA、Robotic Process Automationの利活用についてであります。

特に県庁、これは霞ヶ関も同様なのですが、会計事務、バックオフィスの作業というのは膨大なものがありまして、働き方改革はもとよりのことでありますが、多くの事業者、国民、県民の皆さん方に対してのレスポンス、それがなかなか早くできない要因がここにあるところでありますので、徳島県としては、まず、このRPAを活用することによって、一気に短縮化することはできないだろうか、スマート会計を目指そうと、平成30年度チャレンジを行ったところであります。

ということで、左側の自動化実証を行いました。

これは、公金の支払い業務、大体県で取り扱う支払い件数は、年間27万件、そして、これは毎年増加の傾向にあります。いろいろな書類、手書きのものもありますし、そうしたものの審査に膨大な時間がかかります。

実際には支払い件数が毎年6,000件の増加となっております。

そこで、このパソコン業務の自動化を行おうとしたところであります。

対象業務としては、支払い、地方公会計システム、さらには決算、旅費などなどということで、シナリオ、つまり作業の手順書、これは作らなければならないわけでありますが、4業務、21パターンで効果の測定を行いました。

では、どんな感じになるのか、動画で御覧いただきたいと思います。

(動画再生)

それぞれの手順というのが分かっておりますので、最終的なアウトプット、これが決裁 書の形としてアウトプットが出てくるということで、手順書をきっちり作ることによって、 ほとんど作業が要らなくなるということであります。

これによりまして、4業務、21パターンで、削減率は何と92%、年間の時間で換算をいたしますと、3万2000時間の削減となります。

これは、職員の働き方改革はもとよりのことでありますが、県民、事業者の皆さん方に とっては、それだけレスポンスが速くなる、まさに行革、規制改革という形につながって まいります。

ということで、平成31年度からは、これを全部局で本格実装を行っていこうと。 ただし、課題がないわけではありません。大きく2つの課題があります。

1つは、まだまだ紙媒体が多い、つまり、手で手書きのものがあるのですね。当然、くせ字がありますし、誤字脱字があるわけでありまして、こうしたものをどう電子化するのか。従来は、こうしたものを一々類推をする、そして、打ち込むという作業が大変だったのですね。でも、今ではOCRの精度が非常に高くなってまいりました。こうする形が、まず、重要になってくる電子化の話です。

そして、もう一つは、シナリオをきっちりと作らなければ、RPAはちゃんと対応してくれませんので、職員が、その知識をきっちりと持つ、つまり、人材育成、具体的に申し上げますと、専門研修の実施が必要となってまいります。

ということで、これらの課題も十二分に承知をした上で、いよいよ徳島県では、平成31 年度から全部局で、これを全庁展開していきたいと考えております。

では、こうしたものを受けて今後の対応をどうしていくのかということであります。

今回のオンライン化拡大を、さらに取組を進めていこうと。まずは、1番目としてBPR、Business Process Re-engineeringということで、まさに業務改革。

徳島県では、工事検査業務、こちらにつきまして、従来は、例えば、土木の関係であれば県土整備部が、農林水産の関係であれば、農林水産部が行っておりました。

こうした検査業務をきっちりと、そして、入札をきっちりとやらなければいけない、それが、私が知事に就任して最初の仕事であったということでありまして、事業を実施するところと、検査部局を切り分けようと、全て検査業務を出納に持ってまいりました。

ということで、今、検査業務が一元化をされている、しかし、現場に事業者の人を呼んで、そこでいろいろな現地調査、ヒアリングをした上で、また、本庁に戻って対策会議などを行って、過去事例と照合、突合をした上で、これは適正であったか、もし、適正でなければ、また、再び現場へ行って事業者の人を呼ぶという大変な手間がかかっていたところであります。

しかも職員はどんどん変わります。そうなりますと、経験の浅い職員であれば、そのま ま指摘事項もなく帰ってきてしまうということがあるのです。

そこで、右側にありますように、成績評定のシステム化を行うということ。現場にタブレット型端末を持っていきまして、いわばモバイルワークとして、過去の優良事例あるいは過去のまずい事例、そのパターン化をしたもの、これらを直ちに突合することができる。

これによって、例えば、まだ経験の浅い職員であっても、ベテラン職員のノウハウを同時にその場で活用することができる。また、事業者の皆さんにとっても、その場で対応を行うことができるものですから、特に成績評定のシステム化ということで、一度、その場に来ていただければ、そこで完成をするということであります。

また、2番目、こうしたものをさらにオンライン化として、手続事務の拡大に使ってい

こうと。特に県民・事業者の皆様方にかかわりの深い事務を優先して行う。では、どんな ものなのか。

届出事務、あるいは許認可、補助金を含みます給付事務、この三大事務に使っていこうと。

さらに、視点として重要なのは、やはり、利用者ファースト手続を実現していこうと。 今も申し上げましたように、何度も何度も手間を、あるいは一度提出しているものを何度 も何度も部局が変わるごとに、あるいは年度が変わるごとに同じものを出さされる。こう したものを、その有効期間であれば1回だけでオーケーと、ワンスオンリーの実現。

また、日本は印鑑文化のところでありまして、必ず押印をと、しかし、昨今では、こう したものの簡略化が行われているところであります。

また、添付書類も沢山と、こうしたものについて何とか簡素化をしようということで考えられたのがマイナンバーカードということでありますので、こうしたものの最大限の利活用をと。

ちなみに、マイナンバー制度における、地方のヘッドクォーターは徳島が務めさせてい ただいております。

そして、これらはもとよりのことでありまして、さらに徳島としては、先ほど御紹介をいたしましたAIあるいはRPAを活用いたしまして、窓口の訪問を不要にしていく、あるいは24時間対応と。

今、県民サービスとして、例えば、乳幼児に対しての様々な医療の相談であるとか、あるいは救急業務、こうしたものについて、24時間365日対応というものが実装される中で、どうしてこうした手続は、そうできないのだろうかと。サービスがどんどん充実をすれば、するほど、こうしたところに県民・事業者の皆さん方の疑念が湧いてきてしまうところでありますので、その疑念が湧く前に、ここを対応しようというものであります。

ということで、行政手続が、いつでも、どこでも、また、働き方改革関連法案が4月から順次スタートしていくわけでありますので、職員の事務の効率化、迅速化、そして、正確化と。

しかも、もう一つ重要になってまいりますのは、これは全て平時の対応です。しかし、 昨今、特に昨年は6月から9月まで災害列島の様相を日本は呈しておりますし、また、東 日本大震災のような千年に一度の大震災は起こり得る。次は、首都直下型か、あるいは南 海トラフ巨大地震か、また、中央構造線・活断層地震などの、いわゆる活断層型地震か、 去年は6月の大阪北部あるいは9月の北海道、胆振東部と立て続いて起こっているという ことがありまして、これにも対応するということは、こうした業務についても、当然のこ とながら災害時の対応として、今、災害時だから、このシステムは機能しませんと、これ は、県民、国民の皆さん方には納得が得られないものであります。

逆に言うと、そういうときでこそ、公金の流れ、これを止めずに行うことが、例えば事業者が倒産の憂き目に遭う、県民の皆さん方が、お金がなかなか使えない、こうしたもの

を防ぐことになりますので、実は、平時のうちから災害時のシステム対応も同時に、シームレスに考えていく。

先ほど、徳島県規制改革会議が第1番目に出した民泊新法への対応として、シームレス 民泊を御紹介申し上げましたが、これは、民泊を行い、いざ発災となった場合、特に海外 の皆さん方には、民泊のところが避難所として、ここにおいでなさいと、こうした平時、 災害時同時に考える、常に徳島の場合には、そのような対応を進めているところでありま して、今回のこのシステムにつきましても、平時のうちから災害時対応バージョンという ものを作り上げているところであります。

そして、最終ページでありますが、少し言葉の綾でありますが、徳島といえば、AIとおっしゃっていただけるようにと、そして、これは、そのまま読みますと「あい」と読めます。ということで、この藍のロゴマーク、いよいよ来年開催される東京オリンピック、パラリンピックの公式エンブレム、野老朝雄さんが作られましたのが、組市松紋の藍色、藍と言えばジャパンブルー、ジャパンブルーと言えば、阿波藍ということで、この阿波藍ロゴマークは、野老朝雄さんに作っていただいたものであります。

ということで、最新のAIと、この藍を掛け合わせて、徳島としては実装を行っていければと、このように考えておりますので、また、先生方からは、大所高所から御指摘あるいは御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、まずは、プレゼンテーションとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○髙橋部会長 どうも、飯泉知事、大変興味深いプレゼンテーションをありがとうございました。

それでは、ただいまのプレゼンについて、意見交換を行いたいと思います。どなたからでも、どうぞ、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

では、林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

冒頭にご紹介がありました、大塚国際美術館、私も大ファンでございます。昨年創立20 周年だそうで、「行ってよかった美術館」第1位とも伺っております。

ただいま御紹介いただいた、特にスライドの5ページの3番目の「利用者ファーストの手続を実現」というところで掲げられております、ワンスオンリーの実現、押印省略、添付書類の削減、この行政手続部会では髙橋部会長のもとで、毎回これを議論させていただいているのですが、常に、本日もこの後いらっしゃる役所の方々がおっしゃられるのは、これに対応するのにはシステム改定のコストが掛かるですとか、内容の真正さを厳密に確認するには押印が必要、電子署名は面倒なので、かわりに押印が必要なのだというようなこととか、添付書類のほうもなるべく削減はするけれども、これ以上はできないとか、いろんな弁解といったら何ですけれども伺うわけで、そういったものに対抗して、どのように徳島県では、これを進めていらっしゃるのか、是非、横展開のためにお知恵をいただけ

ればと思います。

○飯泉知事 林委員のおっしゃるとおりでして、私も霞ヶ関に長年おりましたので、特に最初おっしゃられました添付書類、これは、例えば、工事の関係の事業者が出してくるものについては、有効期限というものを別途定めているのです。ですから、本来であれば、有効期限内のものはオーケーとすればいいのです。

だから、役所の場合には、必ず二律背反のものがありまして、必ず精度を高めなければならない。それは、毎年あるいはその年度途中であっても、何か変わったことがないのかというのを必ずチェックしなければならない。

その一方で、その証明書に対しては有効期限を出しているのです。だから、原則で言うと、その有効期限を出しているもの、期間内であればオーケーと。ただし、それが変わった場合には適切に御出しくださいという形をとればいいというのが、まず、添付書類の関係です。

また、押印は、昨今大分変わってきまして、今、まさに各省から言っている、面倒だというだけの話の点でありますので、電子署名という形がいいのか、あるいは、私が最後申し上げましたマイナンバーカード。マイナンバーカードをどうして作ったかというと、まさにこれらのことなのです。まさにワンスオンリーであり、常に証明がなされ、公的個人認証がありますから、なりすましができない。しかもマイナンバーカードの機能として、各省でも使っていくものは、アプリケーション機能と公的個人認証、こちらなのですね。

ということで、公的個人認証では本人の確認が、まず、できますので、ほぼ100%と言っていいほどなりすましができなくなる。

また、昨今では、保険証もこれでとか、銀行カードもこれで使っていこうとか、こうした形を採るという時代になりますので、もっともっとマイナンバーカードが普及してまいりますと、それをきっちりと持ってくる、あるいはそれをカードリーダーで読むことによって全て完了するということになるかと思います。

○林委員 ありがとうございます。

総務省でも、そういう御説明はされているとは思うのですが、一方で、総務省では、地 方自治の本旨ということで、あとは都道府県にお任せなのだというところをおっしゃられ るので、もう少し国がリーダーシップをとっていただいてもいいのかなと思ったりすると ころなのですが。

○飯泉知事 そこは、総務省の肩を持つわけではありませんが、逆に言うと、我々都道府 県あるいは市町村の独自性を尊重していただいていると、だから、その点については、我々 地方のほうに責任があると、全国知事会、地方六団体、私がヘッドクォーターを務めてお りますので、機会あるごとに、そうした点についての普及であるとか、理解の促進である とか、やはり、こうしたものをしていかなければならないのではないだろうかと。

コストについては、国が最大限の理解を示していただいておりますので、我々としては、 いかにこれを普及していくのか。あるいは、徳島県のように県版の規制改革会議、こうし たものを47都道府県全てで作っていく、こうした点が重要になるのではないかと。

そうすることによって、47通りの規制改革が行えると、それを国の規制改革会議で酌み取っていただいて標準化をする、こうしたパターンもあるのではないかと思っています。 〇髙橋部会長 それでは、大崎専門委員。

○大崎専門委員 大変先端的かつ意欲的な取組を御紹介いただきまして、誠にありがとう ございました。

1点教えていただきたいのですが、事業者の方あるいは県民の方からすると、同じようなことについて、県に御相談する一方で、市町村も窓口として利用されるというケースが多々あるかと思うのですが、これだけ県が、いわば先端的に行ってしまって、市町村はついていけているのだろうかというのが、ちょっと気になるのですが、その辺、何か取組がございましたら、教えていただきたいのですが。

○飯泉知事 もちろん、今、おっしゃられるように、県と市町村というのは、それぞれ独自の自治体であるわけでありますが、徳島の場合には、例えば、全県光ブロードバンド環境ということで、県が進めることによって、県民の利便性が高くなるということは、市町村が一番助かるということになりますので、結果的には、それに対してついて来る以上に、例えば、地方創生の様々なモデルとして神山町であるとか、あるいは上勝町であるとか、あるいは美波町、こうしたところが注目をされ、各省庁の皆さん方も必ずおいでになられるわけでありますが、神山町、美波町というのは、いわゆるサテライトオフィスのメッカ、上勝町はいろどり、最高齢90歳のお母さん方がタブレット型端末で、現場で受発注を行っている。モバイルワークの最先端は、実は上勝のいろどりのお母さん方なのです。という形で、実は、県が行うことによってやってみようという市町村が出てくるのです。

県では、そうした意欲を高めるために、県版の地方創生特区として、まず、県として特区を認め、助成金を出す、あるいは規制緩和をする、あるいはコンシェルジュ機能を行う。これによって国家戦略特区にしっかりと市町村のレベルであっても、是非チャレンジをしてもらおうということを進めており、今、おっしゃっていただいた点についても、多くのところでは、自分たちこそやりたいと。

しかも、AIにしてみても、RPAにしても、これをやるきっかけというのは、それを行う企業誘致がサテライトオフィスなどで成功した市町村が必ずどこかにあるわけでありますから、そこの市町村は、自動的にそれをやっていきたいということになると、こういうシステムで広げております。

- ○大崎専門委員 ありがとうございました。
- ○髙橋部会長 どうもありがとうございました。 それでは、佐久間専門委員、そして、堤専門委員、どうぞ。
- ○佐久間専門委員 どうも大変すばらしいお話をありがとうございました。

さすが、先進的な取組をされている県の御紹介ということで、想像以上に進んでいるという感じがいたしました。

その上で、今、大崎専門委員が質問されたことにも関連するのですけれども、やはり、市町村レベルでの事務というのが非常に多くて、例えばということで、知事に対して細かい話で恐縮なのですけれども、企業がいろいろ困っている1つに就労証明書、この書式がばらばらだと、これを全国展開している企業にとっては、書式が1つであれば、その担当部署の、まさに働き方改革が進むということですが、当然、就労証明書というのは市町村レベルでの問題かと思うのですが、これについて、今、この会議も、それの書式の統一ということで、いろいろ取組をしていますけれども、例えば、そういうことに対して、県で何か指導するというか、そういう取組というのはあるのでしょうか、別に就労照明書のことでなくても結構なのですけれども、何かあれば、教えていただければと思います。

○飯泉知事 過去、例えば、リーマン・ブラザーズ・ショック、これが平成20年に起こり、 20年の11月から国の緊急融資制度がスタートする。今の就労証明によく似ているのですが、 特定不況業種を定めるというのは、市町村が認めて判子をつかなければならないですね。

こうした緊急事態の場合には、県知事として、各市町村長に対し、それを速やかにやるということで、やはり、一番行政で重要なのは、誰が責任を取るかということですので、市町村長さんは、当然、市町村に任された自治事務であれば、市町村長が最終責任を取らなければならない。

しかし、それに対して、例えば、それを知事が取るのだということであれば、そういった点についての速やか性というのは当然出てくる。だから、誰かが責任をきっちり取る覚悟を持つか、持たないか、これが実は一番大きなポイントだと思います。

実は、中央省庁についても同様のことなのですね。もし、ミスが起こった場合には、当然、その省庁、その局が責任を持つのか、最終的には大臣が持つのか、これは、誰が判子をついたかということで、結果的には定められてくるということになりますので、こうした規制改革についても、どこが責任を取るのか、必ずこの責任論と行政というのは裏腹になってくるということですので、進めるか、進めないか、それについては、それぞれのエリアのトップの判断次第、もっと言うと覚悟次第ということになるかと思います。

もちろん、法律での定めといったものの前提があるわけですけれども。

- ○髙橋部会長 ありがとうございました。堤専門委員、どうぞ。
- ○堤専門委員 2016、2017のテレワークセンター徳島のほうで、知事とは画面越しにお話をさせていただいた、キャリア・マムの堤でございます。すみません。

もうずっと徳島の、ちょうど横石さんも、コミュニティビジネスのキーノートスピーチで来ていらっしゃって、非常に都道府県とか市区町村の新しいITに関しての取組と、やはり、そこにお住まいになっている地域の事業者様と御一緒に進めていかないと、多分、非常に国が決めても、今、何度か御質問や、知事からお話があったように、地方自治体のほうは、後ずさりをしてしまうかなと思うのです。

例えば、徳島であれば、テレワークセンター徳島というような形で廃校を活用して、地

域の方々をIT人材化していくような形へ非常に後押しをされているのですが、例えば、国が改革を進めていくときに、地方自治体側に、こういうふうにすると上手く成功するよ、例えば、私の興味は、人をどういうふうに育成していくか、中小企業事業者がどうやってこのIT化に乗り出していって、行政の改革を受け入れていくかというところで、知事、成功事例でお持ちだと思いますので、そのあたりで何か御示唆をいただけるところがあればと思いまして、質問をさせていただきました。

○飯泉知事 ありがとうございます。

事業者の皆さん方にとってみると、我々行政から、時代はこういう流れになるので、これをやるべきだ、そのための講座を作る、これだけでは動かないですね。

つまり、今、横石さんのいろどりの例が出たわけなのですが、要は、成功事例を仲間の 中に作るということが一番手っ取り早い。

例えば、中小企業、様々な分野はあるわけなのですけれども、ある業界の中で、RPAを使うとこんなに助かったと、そういった事例をどんどん発表してもらう。そして、さらには、その人たちが何か国のほうから賞をもらうと。例えば、百年後も残したい中小企業とか、そうしたものでどんどん顕彰されて、あるいは雑誌に載るとか、テレビに出るとか、こうすると、みんなが、彼ができるのだったら私もできるよと、そのハードルの低さ、隣の人ができているのだから、自分にできないわけはないと、ここのところなのです。

だから、まずはそれぞれの、少しIT的に言うと、レイヤーに成功事例を作ることによって、そのレイヤー全体を実装してしまうと。

ですから、私は、よく総務省の審議会でも言うのですが、実証では駄目だと、実装なのだと、まず、実証をして上手く行ったらすぐ実装と、確かに、日本の場合には緻密に行かないといけない、もし、万が一のことがあったら誰が責任を取るのだと、必ず出るのです。それは、デファクト・スタンダード、確かに標準化をしていくというのが従来の日本の考え方だったのですが、まずは、上手くいきそうだと、でもリスクも少しあるかもしれないということであれば、こんなことがあるから気をつけろと、極力そのリスクの部分は洗い出しておく。

そして、あとはオウンリスクもある程度やっていただいて、その中で、実はデファクト・スタンダードで進める、そして、リスクをたたいていくという形で、結果、それが標準化になる。そうしないと間に合わないのです。

今、何で第四次産業革命は、日本が遅れたかというと、標準化にこだわるからなのです。 海外は違うのです。もうノキアが携帯電話を作っていないですね。システムを売るという 時代に、トヨタもそれに気がついてもう車を造るのではないと、システムを売るのだと、 まさにここのところなのです。日本の勤勉さ、ミスを許さない、これはいいのですが、や はり、そこを恐れていては進むことができないということですので、この両面で、まずは お仲間で、彼がやるのだったら私もできると、それと同時に、まずは進めていくと、その リスクは誰かがとってあげると、ここの点を作れば、これはどんどん進むと思っています。

- ○堤専門委員 ありがとうございます。
- ○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

他は、いかがでしょうか。

では、八剱専門委員、どうぞ。

○八剱専門委員 八剱と申します。本日は、大変に参考になる機会をありがとうございま した。

私は、ワークスアプリケーションズというERP系の会社の副社長として、ここにいます。 3年ぐらい前に、徳島県に小さなAIの研究所を造らせていただいて、弊社の社長も知事と一度対談をさせていただいているかと思いますが、私のほうから1つだけ、これだけ先進の事例で県の単位で進まれているということは、私がこんなことを言うのは適切ではないのかもしれませんが、ある種、モデルケースというふうに認定してもいいのではないかと思うのですが、これは国として、例えば、徳島県はここまでできているので、この仕組みは横展開するために、例えば、一部インテレクチュアルプロパティを買い上げましょうとか、何かそういうことというのはあり得ないのですかね。

○飯泉知事 そうしていただくのもありがたいといいますか、実際、光ブロードバンドの関係について、例えば、Society 5.0もそうですが、総務省の実証のものを、当然、手挙げ方式ですが、徳島の場合は、順次チャレンジをさせていただいて、このパテントは全て総務省のものになっていっています。

例えば、地上デジタル放送、これをいかに世界に売っていくかという国家戦略なのですが、ただ、それだけでは駄目なのです。さっき申し上げたように、シームレスでということで、徳島の美波町で、本県では四国放送という日テレ系なのですが、災害が起こったときにテレビを見ながらにして、その画面に、髙橋さん、お逃げくださいと、個人の名前が出るようにしたのです。

高齢者の皆さん方は、避難勧告だ、避難指示だと、もういいと、逃げたくない、しんどいと、これで被害に遭ってしまう。

ところが、自分の名前が出れば、さすがに皆さん逃げるのです。美波町の場合には、マイナンバーカードを持って逃げてもらう。というのは、避難所へのチェックインに活用するとともに、マイナンバーと国民健康保険のレセプト情報を紐付けて管理しているのです。また、これを電子地図とも連動させていまして、Aという集落、全部赤プロットになっているのです。カードを持って避難所に入ってリーダーで読むことによって、そのAの髙橋さんは逃げましたということで、ブルー転するのです。ということで、同時に、もし髙橋さんが何か持病を持っておられたら、高血圧のこの薬を飲んでおられるというのが自動集計できます。これによって、例えば、そのエリアで全部がブルー転をした場合、その集落が被害に遭ったとしても、自衛隊、消防、警察はそこを捜索しなくていいのです。でも、真っ赤であれば、そこはまず捜索しなければいけない。全部GPSで見れば分かるわけですので、たちどころに逃げてリーダーで読むだけでできるシステムを国とともに作り上げたの

です。

では、四国放送、日テレだけを見て、NHKを見ていたら駄目なのではまずいだろうということで、テレプラ機構という法人まで作り上げて、ハイブリッドキャストというどのテレビを見ていても、いわゆる文字情報のところで、それが出てくるという形に今なりまして、これを国家戦略として、フィリピンを初め、海外に売り出す。それで、日本の地デジを使うべきだと、平時だけではなくて、災害時も。こういう形で本県が全てオールマイティーにできるわけではありませんので、こういう災害だとか、あるいは光ブロードは、確かに徳島を選んでいただければいい。他の、こういう問題があれば島根県を、こうしたものであれば宮城県をと、そういう形にもっともっと国としては各都道府県を活用していただく、あるいは市町村を活用していただく、例えば、島根県の海士町というのは、うちの神山町などと、いつも双璧で言われる地方創生のモデルで、海外からどんどん留学生を招いているというところがありまして、だから、そういったものを取り上げて、こんなところがあるよと、あそこができるのだったら、皆さんできるでしょうと。それで、最初のころにはモデルでも少し助成金でも出すとか、後から標準化をしていけばいい、こういう形が望ましいのではないかと。

ただ、自然言語は、ワークスアプリケーションズの皆さんのおかげですから、本社機能 を移転していただいたおかげで、これをやろうということで、実はきっかけはそうなので す。

○髙橋部会長 すみません、大変にすばらしい取組なのですが、1つは、横展開をするためにも、見える化をして、これだけプラスになったと、これだけ削減効果があって、これだけ事業者にもプラスになって、県にもプラスになっていると、こういう見える化の取組を、これからされる御予定はあるかなというのが、1つ御教示いただければと思います。 ○飯泉知事 ありがとうございます。

というか、髙橋部会長においでをいただき、また、この場にお呼びをいただくというのも、大きな見える化ですし、また、こうしたものの中から様々な事例として紹介をいただける、それが各新聞に載るとか、我々としては、そうした形でやっていただけるというのが一番ありがたいのかなと。

確かに、派手な宣伝をやるというやり方もあるのですが、それは一過性で終わってしまいますので、逆に、こうした場にお招きをいただいて、この発表をさせていただけるということが最大のPRだと思っております。

- ○髙橋部会長 そうすると、例えば、何万時間で、具体的に何億円削減効果がありますみ たいなことは、いろいろ、これからお考えをしていただけますでしょうか。
- ○飯泉知事 はい。既に出納は、先ほどのようなデータが4業務出ております。4業務の中で一番高かったのは、99%の削減というものもありますので、そうした点では、今後、31年度は、あらゆる部局に実装いたしますので、そうなると、今、おっしゃる、ちょうど働き方改革関連法案のスタートとも相まるかと思いますので、実際に具体的な時間的なも

の、あるいはそれによる金額的なもの、こうしたものをお出しできるのではないかと、こ のように思います。

○髙橋部会長 全国知事会のお話も出ましたが、先進県として、ご経験を知事会などでも 普及していただいて、全体の底上げにも邁進していただければと思います。

お時間、ちょうどになりまして、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

他の先生方、いろいろとお聞きしたいこともあるかと思いますが、これまでとさせてい ただきたいと思います。

本日の飯泉知事の話を大いに参考にしていただきまして、自治体の行政手続の簡素化の 促進について検討してまいりたいと思います。

どうも、本日はありがとうございました。これで、御退席願います。

- ○飯泉知事 それでは、また、よろしくお願いします。本日は、ありがとうございました。
- ○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

(飯泉知事 退室)

○髙橋部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

続きまして「個人事業主の事業承継について」、国土交通省よりヒアリングを行いたい と思います。

本件については、前回の部会においても議論を行いましたが、その際に、委員、専門委員から指摘のあった事項について、資料 2-1 のとおりにメモにまとめ、国土交通省に対して事前に通知しております。

国土交通省におかれましては、指摘事項に対する回答について、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○髙橋課長 国土交通省建設業課長の髙橋と申します。本日は、どうぞよろしくお願い申 し上げます。

それでは、御指摘をいただきました事項についての私どもの考え方を申し上げたいと思います。

まず、大臣許可と都道府県知事許可とでは、許可基準とか提出書類に大きな差はないというような理解でいいかということでございます。

その点、御指摘のとおりだと考えておりまして、大臣許可と都道府県知事許可とでは、 許可基準とか提出書類に差があるということではないと、承知をしております。

ただ、御指摘をいただいておりますように、標準処理期間が長すぎるのではないかというような観点、また、新設する認可制度において、審査を迅速、円滑に行うといったことの実現を、ということでございますと、大臣許可の場合は、都道府県にまたがって営業所を置いたりしておりますので、会社としての事業規模が大きい場合が多いというようなことで、審査に時間を要することが多いということで、標準処理期間を120日と設定をしておるところでございます。先般も御説明をさせていただいておりますけれども、新設を検討しております事業承継の認可制度につきましては、認可に必要な所要日数の見通しについ

て、承継前後で変更となった点のみ確認するという制度としたいと思っておりますので、 今、許可の場合、120日と置いておりますけれども、この手続に掛かる事業者負担が軽減さ れるということを踏まえて、適正な処理期間を定めていきたいと考えております。

なお、都道府県知事の認可関係の手続につきましては、今の許可もそうですけれども、 都道府県のほうで標準処理期間を定めるということになっておりますので、本部会の御趣 旨を踏まえて、適切に設定するように、都道府県にも周知をしていきたいと考えておりま す。

2点目でございます。個人事業主にとって、事業の空白期間が生じることは、事業継続の大きな障害で、特に先代の死亡とかに伴うような場合ということで、工事が止まるとか、マイナスの影響も生じるので、切れ目なくというような御指摘をいただいておるところでございます。

先般も、今、いろんな可能性で、みなし項について検討しているという話をさせていた だいております。

今、衆議院法制局と最後の詰めの段階でございまして、まだ、最終的な結果が出ておりませんけれども、現状のところでは、私どもも働きかけまして、その効力がみなされるという規定が残っておりますので、このまま最終決裁までいくとありがたいなと思っております。

具体的には、死亡が発生して相続が生じたようなケースについて、その認可を受ける日、 または認可をしない旨の通知を受ける日までは相続人に対して許可をしたものとみなすと いうことで、みなし項が働くような形で、今、法制局のほうで最後の詰めをしていただい ているということでございます。

それから、3点目でございます。

相続承継の関係について、確認事項・提出書類の関係での幾つかの御指摘をいただいて おります。

少し細かい部分もありますけれども、住所、年月日等に関する調書における賞罰欄について、申請者に記載させるのではなく、警察等への照会で足りるのではないかということでございますけれども、必ずしも警察が把握している部分だけではなくて、いろんな秩序罰なども含めて記載をしておりますので、これは、それぞれのいろんな行政庁に一つ一つ全部照会するというのも、なかなか実現が困難かなと考えておるところで、今、申請者に記載をいただいているというようなことでございます。

2点目、個人事業主の相続承継について、どのような場合に使用人(支配人)に係る情報を提出することになるかということでございますけれども、個人事業主の場合、個人の方で、そのまま代表を務めているケースが多かろうとは思いますけれども、そういう代表者が変更になるような場合については、その適格性とか欠格要件を確認するために、お出しをいただくということになろうかと思っておりますが、もちろん支配人を置いているようなケースで、支配人がかわらないということであれば、その方の部分については不要だ

と考えておるところでございます。

3点目でございますけれども、承継前に既に専任技術者となっていた承継者が、被承継者の事業を承継するような場合には、専任技術者に係る資料の提出は不要となるという理解でいいかということでございますけれども、御指摘のとおりの方向で制度を構築できるよう、検討を行っていきたいと考えているところでございます。

不要となるようなことで、もともとその部分が変わるわけではありませんので、新たに 求める必要はないだろうと考えておるところでございます。

4点目でございますけれども、個人事業主の貸借対照表について、どのような事項を記載することと想定しているかと、特に、青色申告の際の提出するものと様式が異なるのか、異なる場合は、その理由ということで御指摘をいただいております。

様式については、別途お配りをしていただいておるかと思いますけれども、基本的には、 青色申告との比較で申しますと、完成工事未収入金とか、未成工事支出金とか、建設業独 自の勘定科目がございますので、この点が異なるというような内容になってございます。

建設業は、資材の購入とか、労働者の募集とか、仕掛かりに多額の準備資金が必要だというようなことがございますので、こうした勘定項目を見ておく必要があるのだろうと考えておるところでございます。

5点目でございます。

経営業務管理責任者とか、専任技術者の要件について、一定期間の実務経験を要求しているということについて、どういう理由かということでございます。

建設業の場合は、1品ごとの受注生産になるということで、例えば、市販品を購入して くるみたいに、物を見て購入するということができませんので、どういったものが、実際 に頼んでできるのだろうかというところに、消費者に少し不安があるということ。

それから、契約金額が多額になる、家であれば、一生に一度の買い物になるというようなことがございます。

また、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うといった他の産業とは異なる特性もあるということで、その適正経営を確保するために、許可に際しまして、一定の経験者を置くということを現行制度で義務づけているところでございます。

一方で、経営管理業務責任者につきましては、これまで、いろいろ規制改革の観点での 御指摘もいただいておりますので、そうしたことも踏まえまして、今、検討している建設 業法の改正の中では、ここの実務経験年数要件については、廃止する方向で検討しており ます。

今、5年の役員経験がある者を配置することを求めておりますけれども、これについて は廃止する方向で検討を行って、今、案を固めつつあるということでございます。

一方で、営業所の専任の技術者でございますけれども、これにつきましては、建設工事の適正な施工とか、工事に関する請負契約を適正に締結して履行を確保していくということのために、施工に関する一定の資格、経験を有する技術者を置くということにしている

ところでございます。

例えば、土木施工管理技士とか、建築士などの資格を取得していれば、そもそも実務経験は不要としておりますので、資格者を配置してくださいという規定でございまして、資格がない場合には、年数の経験を積んでいることで、その資格者と同等とみなし得るような技術力の担保があるだろうと、そういう観点で置かせていただいている規定だと御理解をいただければと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等あれば、よろしくお願い したいと思います。

いかがでしょうか。では、まず濱西専門委員、それから佐久間専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 どうもありがとうございました。

前回話していた申請中のみなし規定が入るかどうかということについて、先ほど、御説明があったところですが、再度確認をさせていただきたいのですが、最終的に残して各省協議に入るつもりであるというふうに理解をしていいのかどうかについて、御回答をお願いします。

○髙橋課長 ありがとうございます。

もともと私どもとしては、御指摘を踏まえて、ぜひこの規定を入れていただきたいということで法制局に御審査をお願いしてきたという経緯もございますので、引き続き、了解が得られるように頑張っていきたいと考えております。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 どうもありがとうございます。

1点確認と、もう一点は、意見というか、お願いです。

まず、前回もちょっと中途半端になったのですけれども、当然、相続が問題になる個人 事業主ということですから、これは、当然、法人という形態では一切なくて、何々という 名前の人が個人でやっている事業、それの許可、認可の問題と、こう考えてよろしいです かという点。

そうすると、そういうところで営業所を持つとか、そこに代表者がいるとか、支配人がいるということは、普通はあまりないというようなものなのか、意外とそうではなくて、この世界では個人がやっていても、支配人というのは言葉が少し違うので、一般的な名称として使った場合の社員とか、営業所が別途あって、その代表者がいるというようなことがプラクティスとして実際あるということなのか、これは質問と確認です。

もう一つは、今回、こういう形で相続の場合に、切れ目なく継承できるようなことを検 討するということなのですが、もし、そういうことが検討できるのであれば、少なくとも 法定相続人に対しては、事前の継承も同様にスムーズに行えるように検討すべきではない かと思います。

つまり、そのほうが余計スムーズに行えるわけですから、息子がいて、親が死ぬ前に息子に大工家業を継がせたい、免許を取らせたいと、こういうときにも、当然これは場合によっては突然死した相続よりはもっと準備ができるわけで、スムーズにいけるわけなので、そのときも少なくとも相続と同じレベルでの簡素化を図るべきではないかと思います。

この点についても、感触をお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○髙橋課長 今、委員御指摘の部分につきましてでございますけれども、まず、相続の関係の規定は、当然、人がお亡くなりになった場合というような規定になりますので、個人事業主を想定している規定でございます。

それで、個人事業主の場合に、営業所とか支配人ということでございますけれども、営業所につきましては、これは請負契約とかを締結するというようなことがございますので、これは、基本的に必ず設置されているものと認識をしております。

一方で、支配人を置くかどうかというところは、いろいろあろうかと思っております。 多いものとしては、個人事業主という方は、お一人または御家族の協力でやられておりま すので、支配人というところまで置かずにも、自分が一人で全部やっているというケース が多かろうとは思います。

ただ、支配人という規定があるというのは、昔からのビジネス形態などの、ある意味、 残しみたいなところがあるのだと思いますので、個人の会社形態にしていない場合でも、 番頭さんみたいな支配人を置いて事業をするというような形態があり得るということで残 しているというようなことで、恐らくケースとしては、むしろ一人で全部兼ねているケー スのほうが多いのだろうと考えているところでございます。

それから、死亡とかが発生する前の承継ということですけれども、今回の法改正の中で、相続の規定以外にも、事業の譲渡とか、譲り受けについての規定というのを整備しようということで入れておりまして、生前に事業を相続人または、別に相続人に限らないと思いますけれども、他の方に承継をされるということであれば、そちらの事業譲渡のほうの承継規定のほうを使って承継していただくことが可能だと考えております。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

その基本的なところはいいのですが、その場合、やはり、事業譲渡と、いわゆる相続と で、もし、差があるとすれば、法定相続人の事前の承継は、相続と同じぐらいのレベルに すべきではないかと思いますが、その点は、いかがでしょうか。

○髙橋課長 基本的には、承継とかに必要な手続ということについては、そこは基本のと ころは一緒です。

ただ、違うのは、相続の場合は、死亡が発生してからの手続になりますので、死亡後の 手続が始まるというような規定の仕方になると。

通常の事業譲渡については、当然、そういうことがない状態ですので、そういう死亡時

云々というのが入ってこないということになろうかと思います。

- ○佐久間専門委員 そうすると、あまり、そこにそれ以外の実質的な差は設けないような 考えに立っていると。
- ○髙橋課長 基本的には、御指摘のとおりの理解で結構でございます。
- ○髙橋部会長 大崎専門委員、どうぞ。
- ○大崎専門委員 今の点なのですけれども、一番大きな違いはみなし規定を設ける、設けないと、そこになるのですかね。
- ○髙橋課長 御指摘のとおりでございまして、そこのみなし規定をどういう形で置けるか というところが、一番法制的にも議論になったところでございます。
- ○髙橋部会長 是非、みなし規定を頑張って入れていただきたいと思います。重ねてお願いしたいと思います。

他は、いかがでしょうか。

やはり、極力必要なチェックはしなければいけない、これは原則だと思います。しかし、 それ以外の、なるべく手続の簡素化ということは、社会の状況の変化に対応してお進めい ただきたいと思うのです。一点、欠格要件は、法令上、秩序罰まで含めているのですか。

- ○髙橋課長 ええ、例えば、他法令とかで何か処分を受けているとか、そういうようなことを想定して。
- ○髙橋部会長 それも欠格要件の中に入っているのですか。
- ○髙橋課長 すみません、誠実性要件のところで、具体的には規定をしております。
- ○髙橋部会長 誠実性要件、ちょっと待ってください、そんな要件はありましたか、ある。 しかし、誠実性要件で、そこまで細かく見るのですか、秩序罰まで。
- ○髙橋課長 具体的には、例えば、建築士法の違反があるとか、宅建業法の規定の違反が あるとか、建設業に関連するものがありまして、それに通じたところまで一応見ておると いうことでございます。一連の関連するようなものがございますので。
- ○髙橋部会長 それは、国交省所管ですね。
- ○髙橋課長 はい。
- ○髙橋部会長 国交省所管について、それは本人に書かせないと分からないのですか。
- ○髙橋課長 ちょっと詳細は確認いたしますけれども、都道府県とかで許認可が下りていたりとかしますので、やはり、まずは本人にしっかり出していただくということが必要かなと思っております。
- ○髙橋部会長 分かりました。

ただ、本当に書くかという話もあり、照会もできないものを書かせるかという話もありますから、要件としてあるのは分かりましたが、書かせることにどれだけ意味があるかというのは、ちょっと御検討いただければと思います。

他は、いかがでしょうか。

営業の経営業務管理者要件を撤廃していただくというのは、そういう意味では、1つの

前進だと思いますが、そうすると、大体どれぐらい省力化できる可能性がありますでしょ うか、新しい認可については、標準処理期間は、大体どのぐらいになると。

- ○髙橋課長 具体的な日数については、今後、定めたいと思っておりますけれども、書類で見て、今、29の様式を求めているものの中で、削減可能なものは20様式ぐらいあるのかなと考えております。
- ○髙橋部会長では、かなりチェック項目が減るということですね。
- ○髙橋課長 はい。
- ○髙橋部会長 それに見合った標準処理期間の短縮と、これは、都道府県についてもチェック項目が減るということですね。
- ○髙橋課長 はい、そこは同じでございます。
- ○髙橋部会長 そうすると、都道府県に対しても、改正の趣旨を通知か何かで、技術的な助言でされると思うのですが、その際には、標準処理期間の設定については、そのような趣旨を踏まえて御設定いただきたいということは、くれぐれも都道府県についてもお願いしていただきたいと思います。
- ○髙橋課長 はい、そこはかしこまりました。
- ○髙橋部会長 他は、いかがでしょうか。

もう一つ、しつこいようですが、貸借対照表は、青色申告のでは代替できないのですか。

- ○髙橋課長 そこは、先ほど申しましたような完成工事未収入金とか、未成工事の支出金、ここが建設業の勘定の場合は一番大きな部分でございまして、要は、まだ、支払いは受けていないのだけれども、ある意味立てかえて出しているもの、何というか、工場とかで造るものと違って、ベースになるもともとの投資があって、それに材料の費用だけということではなくて、全体がある意味、そのときの臨時調達みたいな業態でございますので、そこを見ないと、勘定の状態が全く分からないというようなことになるという特性を踏まえてのものになっております。
- ○髙橋部会長 なるほど、では、青色申告に加えて、そこだけ追加で出してもらうという のは駄目なのですか。それでも代替できるみたいな。
- ○髙橋課長 そこは方法論ですので、どういうやり方がいいかというのはあるかとは思いますけれども、ただ、建設業者の場合は、基本的には、完成工事未収入金とか未成工事支出金とかを当然入れた勘定で管理しておるのが普通なので、むしろ、それが入った状態で出したほうが簡便かなという気もします。
- ○髙橋部会長 分かりました。そこは承りました。どうもありがとうございます。他は、 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうも、前向きに取り組んでいただいて、心よりお礼を申し上げたいと思います。その 方向で、よい形で制度の改正が実現できればと思います。

本日は、どうもありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

(国土交通省 退室)

(経済産業省、農林水産省 入室)

○髙橋部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

続きまして「中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について」、農林水産省、経済産業省よりヒアリングを行いたいと思います。

補助金に関する手続につきましては、先月の行政手続部会において取組方針(案)につき議論を行いましたが、その際、農林水産省で構築中のシステムと、補助金申請システムとの関係について、委員、専門委員より御指摘があったところでございます。

本日は、本件について農林水産省より御説明を頂戴したいと思います。

それでは、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。どうもありがとうございます。 よろしくお願いいたします。

○山本審議官 農林水産省サイバーセキュリティ・情報化審議官の山本でございます。

本日御説明します農林水産省の共通申請サービスを担当しておりますので、私から少し 御挨拶をさせていただきまして、詳細は室長から御説明いたします。

資料の1ページ目にございますけれども「規制改革推進会議 行政手続部会の御指摘について」ということでございます。

今、お話がありました御指摘について、当方の考え方といたしましては、情報システム整備に当たりましては、重複是正を図ること、これは政府統一方針でございますので、当然として政府の一員であります我々も重要性は認識しております。

当省の補助金あるいは交付金の手続についても、経済産業省でシステム構築をされており、当初からいろいろ情報交換をさせていただきましたし、それを利用できるものは利用していきたいと考えております。

そもそも我々のプロジェクトにつきましても、内閣官房のIT総合戦略室とは、このプロジェクトの立ち上げから連携なり相談、御指導をいただいてやっておりますし、先ほど申しましたように、経済産業省とはプロジェクトの立ち上げのときからお互い情報交換をさせていただいておりますが、今後とも十分連携をとりながら具体的なシステム整備については検討していきたいと考えております。

それでは、我々のプロジェクトの概要を室長のほうから説明いたします。

○安藤室長 情報管理室長の安藤でございます。

2ページ目を御覧ください。

農林水産省として、行政手続のオンライン化の取組に当たりましては、農林漁業者等の申請者の利便性の向上等のため、補助金、交付金の申請だけでなく、法令に基づきます申請、届出等の行政手続も含めまして、農林漁業者に係る様々な手続を一元的に対応できるようにしたいと考えております。

また、こうして得られます申請データに加えまして、各種システムとの連携により集められました各種データを集約・分析して、農林水産施策の推進に用いますとともに、農林漁業者等へ提供することにより、データ利活用型農林水産業を実現したいと考えておりま

す。

この実現したいことをシステム化するに当たりましては、農林水産省の手続には、申請や審査において他のシステムの台帳データ等を引用、参照する項目が多いこと。農業者から国という直接的な申請のみならず、地方自治体、関係団体等を経由する申請等も多く存在すること。また、個人及び法人に加えまして、複数の個人からなるグループ単位での申請も多いことに留意する必要があると考えております。

これが考えていますオンライン化のイメージなのですけれども、左側に申請者、グループ等も含めておりまして、入り口のログインのところは、経産省が作っています法人共通認証基盤によるログインを行って、1つのID/パスワードでできるように考えていきたいと思っております。

あとは、下にデータ連携というのがございまして、今年の4月から本格稼働を予定しております、農業データ連携基盤などに通じて、地図情報ですとか、農地の区画情報、気象、 土壌などのデータを農業者等に提供することで、データ利活用型農林水産業の実現を考えているところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

経産省の補助金申請システムと農水省のオンライン化の関係につきまして整理したものでございます。

ログインの方法は、先ほど申し上げましたとおり、法人共通認証基盤を用いて単一のID/パスワードでログインするということを考えております。

対象手続には、先ほど申しましたように、当省のほうは、法令に基づく申請、届出等の 行政手続と補助金、交付金申請手続を一元的に取り扱いと考えております。

主な申請者のところにつきましては、経産省のほうは法人、個人事業者も含めまして受けつけられるということで、農水省のほうでは、主に農林漁業経営体ということで、約150万経営体ほどございますが、このうち、いわゆる個人であります、法人以外の経営体というのが146万経営体ということで、ほとんどが個人事業主に当たる農林漁家などが中心になっております。

そのほか、食品製造業などが対象になるということです。

それ以外にも先ほど申しました、グループ単位での申請ということで、これは、補助を受けるに当たりまして、地域の受益農業者5名以上となるような要件を持たせている補助金などがございまして、そのようなグループ単位での申請もかなりあるということでございます。

あと、主な審査者ということで、農水省におきましては、都道府県や市町村を経由する 手続が多くありまして、それらの申請ルートを簡便に設定できるような機能が必要なので はないかと考えております。

データ連携につきましては、経産省のほうは法人インフォメーション、農水省のほうには、先ほど申しました農業データ連携基盤ですとか、個別の業務システムということで、

関係機関が持っております、水田台帳のシステムですとか、農地公開情報システム、通称 農地ナビといっているようなところと相互連携することによって申請者の申請、また、審 査の段階の利便性の向上を図るということで、それらの情報とのデータ連携する機能が必 要なのではないかと考えております。

一番下は、先ほど審議官が申しましたように、オンライン化を実現するに当たりましては、補助金を利用する申請者の利便性を配慮したシステムとなるよう、内閣官房のIT総合戦略室、経済産業省などと連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

最後、4ページでございます。

農水省の行政手続のオンライン化に当たりましては、ここにありますようなところで位置づけられております。

具体的には、世界最先端デジタル国家創造宣言におきまして、認定農業者制度というのがございますけれども、その実証を今年度から行っておりまして、来年度以降、全国展開を図り、その他の手続についても電子化を検討していくという位置づけになっております。また、その得られた情報を入手可能なポータルを構築し、データを活用した行政の高度化、効率化を推進するとしております。

あと、デジタル・ガバメント閣僚会議で決定いたしました、デジタル・ガバメント実行計画におきまして、各府省の中長期計画に基づき、オンライン化の徹底に向けた取組の推進ということで、昨年6月に農水省におきまして、農水省デジタル・ガバメント中長期計画を策定しております。

その中で、先ほどから申し上げておりますような、データ活用型の農林水産業を展開するということで、手続をオンライン化して、その利活用を進めるというようなシステムを構築していきたいと考えております。

具体的には、先ほどから言っております、認定農業者の実証、あと、来年度からの全国展開、あと、経営所得安定対策というのが、これは直接農業者の方に交付する交付金の制度でございますけれども、かなりの農業者の方が加入している手続でございまして、これを2020年度からオンライン申請の試行を行えるようにと考えております。

最後が、農業データ連携基盤とのデータ連携により、データを駆使した統計作成や証拠 に基づく政策立案にも活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

では、大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

経済産業省にも来ていただいていますので、ちょっと先にお伺いしたいのですが、経済 産業省で考えておられる補助金申請システムの場合、私もどの段階でという詳細が理解で きていないのですが、申請のときに、印鑑証明の取得が要るというような話を聞きまして、 まず、それは事実かどうかというのを確認したいのですが。

- ○今里政策企画委員 個々の補助金については、交付要綱等で詳細を定めているのですけれども、ベースになる法律等で証明をするときに印鑑を求めているものがありまして、そういうものは法律に基づいて、印鑑証明であるとか、そういった書類を出してもらわないと、認証ができないのが現状でございます。
- ○大崎専門委員 なぜこういうことをお聞きしたかというと、ちょっと農水省のシステムにかかわった人から聞いた話で、印鑑証明を取得することが、このシステム利用の前提になってしまうと、実際の農家さんの補助金申請の実務の現状から言うと、非常に不便になってしまって使いにくくなるので、なかなか経産省のシステムにそのまま乗っかるというのが、実際上ではないというようなことを言っている人もいたのですが、それは誤解ですか。
- ○今里政策企画委員 それは誤解ですね、個々の補助金ごとに、そこは設定可能ですので、 全ての補助金で一律に印鑑証明を取らないと、私らの補助金システムに乗れないというこ とはないです。
- ○大崎専門委員 そうですか、ありがとうございます。
- ○髙橋部会長 要するに、印鑑証明を取らなくても補助金システムには乗れる。
- ○今里政策企画委員 正確に申し上げると、私らのシステム上は、そこはいずれでも設定が可能です。ただ、個々の補助金とか、根拠になる法律で印鑑が必要だと法律に書かれていれば、システムの問題ではなくて、ルールの問題として印鑑証明の情報は求めなければいけないということになります。
- ○髙橋部会長 いや、それは、どの段階で求めるのですか、個々の補助金の申請の段階で 求めることになるのですか。
- ○吉田室長補佐 すみません、もう少し詳細を申し上げると、まず、こちらの補助金申請システムに入る段階で、法人共通認証基盤という認証のシステムでログインしていただく形になるのですけれども、こちらはこの前も御説明したかもしれないですけれども、二段階のIDを御用意していまして、一段階目は、メールアドレスとパスワードだけで入れるという非常に簡易なエントリーというものなのですけれども、こちらはそれだけで入れますと。

ただ、もう一段高い本人確認が必要になる場合に、プライムという認証をするのですけれども、こちらを作る場合には、1回印鑑証明を送付していただくということをします。これは、要は、ここで1回きちんとそういった本人確認を入れないと、厳格にその事業者が存在するのかというのを確認できないので、これを、まず、やった上でそのプライムのアカウントを発行するというような形になります。

もし、補助金を交付するとなったときに、それは財産関係に変化が生じますので、やは り、厳格な本人確認が必要だというときは、やはり、プライムのアカウントを持っていな いと、そういった補助金の交付というものを受けられないというところで、印鑑証明を、 まさに法人共通認証基盤を作る段階で求めるというような形になっております。

- ○髙橋部会長 どうぞ。
- ○大崎専門委員 私も実際に農水省のこの件にかかわったわけではないので、かかわった 人から聞いた話ですので誤解もあるかもしれませんが、農水省関連の補助金の場合、交付 する段階で実際の場所とか対象の物とかを確認しないで交付はできないので、本人確認を そこまで厳正にやる必要が、そもそもないのではないか、みたいなことも言う人もおられ るのですが、その辺、農水省としては、このシステム全部にプライムの取得が前提になる ということでも構わないという御理解なのですか。
- ○安藤室長 補助金、交付金ということで、お金の支払いにかかわるものですから、先ほどの話のプライムのほうの本人確認が必要なものと考えております。
- ○大崎専門委員 分かりました。それは、農水省としてもそういうふうにするべきだとい う御理解だということですね。
- ○安藤室長 政府共通として、法人、個人も含めて共通認証基盤を、そういうことで活用 させていただきたいと考えております。
- ○髙橋部会長 すみません、農水省の補助金は、法令上、印鑑証明を要求している補助金 なのですか。
- ○安藤室長 補助金の場合、法令に基づかないものがほとんどで、要綱、要領で定めておるのですけれども、印鑑証明は、基本的にないと理解しております。
- ○髙橋部会長 どうぞ。
- ○大崎専門委員 そうしますと、本人確認が大事か大事でないかということを別にないが しろにするわけではないのですが、現在、印鑑証明を取らないで申請できているものが、 新しいシステムが入ると、取らないと申請できないということになるのだとすると、これ は重大な問題だと、私は思うのですが、いかがでしょうか。
- ○髙橋部会長 この間、IT室は補助金で、常時対面でやるようなものについては、そうい う厳格な証明を求めなくていいと、この間のヒアリングでおっしゃっていましたね。
- ○奥田参事官 はい、本人確認ガイドのところでは、そういった形になっております。
- ○髙橋部会長 なっていますね、だから、農水省は。
- ○奥田参事官 ですので、農林水産省のほうの法人認証基盤のところのプライムを採るのか、プライムではないところを採るのかというところは農林水産省の判断でという形だと思うのですけれども、そういうことですね。
- ○髙橋部会長 しかし、政府全体としてはおかしいでしょう。電子的に言って、専門技術的な点から言って要らないと言っているものを、あえて要求するというのは、政府全体としておかしいですよ。
- ○大崎専門委員 私が非常に気になるのは、今、取らなくていいものを取らなければいけなくなるのだったら、電子化して不便になるということなので。

- ○髙橋部会長 そんなの誰も使わないではないですか。こんな高い金を掛けて無駄だとい う話ですよ、はっきり言って。
- ○吉田室長補佐 いや、最後の運用の段階においては、もうエントリーでやってくださいということでもよいかと思うのですけれども、ただ、そうなった場合に、実在確認をどういうふうに行うかというところですね。まず、エントリーで入っていただいて、農水省の補助金申請システムのところで本人確認をやるというような形にするのであれば、エントリーでも問題ないかと思います。
- ○髙橋部会長 もう一度おっしゃって下さい。
- ○今里政策企画委員 そういう意味では、きちんと整理をいたしますと、まず、我々が用意しようとしている補助金の申請システムのベースに、今、なっている法人の認証の基盤のシステムには、要はエントリーという形で簡単に発行できるものと、印鑑証明を用いて存在確認まできちんとした2種類の入口を設けようとしています。それのどちらを使って制度運用するかは、それぞれの各省及び各補助金のルールに基づいて運用していただければいいです。それは、各省の判断です。

それで、今、彼が申し上げているのは、いずれにしろ補助金適正化法であるとか、そういうものの執行の関係で申し上げると、存在している人に対して適切にお金を渡さなければいけないということにすると、別に印鑑証明であれ、今の別の方法であれ、本人確認というものは何らかの方法でそれぞれの省庁にしていただく必要がありますので、そこのところは、現行の運用をどういうふうに使うかというのは各省の判断で使っていただければといいかなと思っています。

- ○髙橋部会長 簡単なエントリーと、常時コンタクトしているという事実に基づいて本人 確認していただければ十分と思います。農水省は、人を相手にしている役所でしょう。それであえて印鑑証明を要求するのですか。私は、それは信じられない、農水省がそんなことをやるなんて。
- ○山本審議官 私ども、このシステムを構築する目的といたしましては、農林漁業者の利便性向上、これをまず第一に考えておりますので、まさに今、議論になりましたように、 今より不便になるというのは、ないようにしたいと思います。

ですので、今、経済産業省がおっしゃったように、私の理解が間違っていたら、また言ってほしいのですけれども、法人共通認証基盤の中でも、厳格なものとそうではないものがあるとなれば、あと、厳格でないものを各省のシステムで補うことができるということでございまして、農林水産省のシステムを構築する中で、法人認証全体としては統一的なパスワードがあったほうが便利ということで、これを利用する方向で議論をさせていただいておりますけれども、厳格でないものを農林水産省のシステムで補うとか、その辺は、経済産業省やIT室とも相談しながらやらせていただきたいと思います。

○髙橋部会長 是非、そうしていただかないと、高い金を掛けて全然使えないことになります。制度設計としては、多分、あり得ないことになります。そこは是非御検討いただけ

ればありがたいと思います。そう思いました。

あと、農林水産省にお聞きさせていただきますが、これはワンスオンリーになるのですね。このシステムの中では、一度出せば、もう二度と申請者のデータについては、他の手続では要らなくなるというようなワンスオンリー原則は、このシステムの中で完結するのでしょうか。

- ○安藤室長 法人情報の法人名とか住所、代表者などの基本的な法人情報は、可能な限り 共有できるように考えてまいりたいと思います。
- ○髙橋部会長 他にもいろいろと共通し得るような共通データはあると思うので、そうい うのは、例えば、自動転記できるとか、自動転記機能みたいなものはお考えなのですか。
- ○安藤室長 ええ、利便性の向上でワンスオンリーは徹底してやってまいりたいと考えておりますので、その辺、IT室、経済産業省と詰めてまいりたいと思います。
- ○山本審議官 こういう共通申請サービスという形でやりますのは、繰り返しになりますけれども、農林漁業者の利便性向上、一度出したデータは二度と出さなくて済むとかワンスオンリーなどを目的として進めていきたいと考えております。そうでないとシステム化する意味はございません。特に、今回、農水省の場合は、行政手続と補助金手続双方でやって、まさに農林漁業者のためにということでやっておりますので、今のような御議論に沿って整備を進めていきたいと考えております。
- ○髙橋部会長 もう一点、両省にお聞きしたいのですが、法人認証基盤で入れた情報を自動的に流すとか、逆方向で自動転記するとか、そういうことはお考えになり得ないでしょうか。
- ○吉田室長補佐 法人共通認証基盤については、基本的には認証のシステムになりますので、その認証に必要な情報しか取らないというような形になります。それは、例えば、所在地とか、代表者名とか、住所とか、いわゆる一般的なデータです。

こちらのデータについて、実際の申請側のシステムに流すということは、API等を通じて可能だと考えています。

ただ、逆というのは、逆に入り口を認証という形にしているので、あまりあり得ないかなと。

- ○髙橋部会長 そうですね。いや、実際の補助金、法人共通認証基盤に載っている経産省 の補助金と、こっちの補助金との間での相互やりとりみたいなものは。
- ○吉田室長補佐 それは、当然できると思います。
- ○髙橋部会長 自動転記できますか。
- ○吉田室長補佐 その法人共通認証基盤に登録しているデータを農水省の補助金の申請の ほうに出すということはできると思います。
- ○髙橋部会長 それを超えて、農水省の申請事項と共通しているものを流すというのは無理、経産省の補助金のほうに。
- ○吉田室長補佐 そこについては、恐らく今後、どういった形でAPIを標準化していくかと

か、データ項目を標準化できるかというところにかかっていると思います。

○今里政策企画委員 今の御指摘の観点は、まさにシステム全体をどう設計するかという 考え方そのものなのですけれども、要は、できるだけ事業者さんが認証基盤の認証を取る ときに、それほどコストを掛けずに作れるということも手続の簡素化の観点からは大事だ と思います。

でも、一方で、できるだけ多くの情報を最初からもらっておくと、逆にいろんな補助金においても、その情報は全部汎用的に使えるということになるので、どの辺にバランスを 取るかというのは、まさにそれぞれ各省の補助金がどういう項目を求めているのかと。

- ○髙橋部会長 すみません、話がずれていないでしょうか。個別の補助金で入れた情報が 農水省の補助金の申請にも流れるという話をしているのです。だから、法人認証基盤の共 通のところを増やしてくれと言っている話ではないのです。
- ○今里政策企画委員 でも、流せる情報は、まさにエントリーとしての認証基盤のシステムに入っているものをAPIで他の補助金につなぐと、こういう形になるわけですね。
- ○髙橋部会長 プライムなエントリー同士だったら流せませんか。
- 〇吉田室長補佐 恐らく補助金システム間のデータの連携ができるかというお話かと思いますけれども、そこについては、先ほど申し上げたことと重複するのですが、まさに補助金項目が、同じ項目は同じ項目として認識されるかとか、そういったところをきちんと整理しないと、そういったデータ連携は難しいかなと思っています。
- ○髙橋部会長 是非、そういうことも視野に入れて、二段階目はやっていただければありがたいと思います。

他は、いかがでしょうか。何かあれば。

あと、自治体との連携みたいなことは、農水省の場合、考えていらっしゃいますか。

- ○安藤室長 都道府県や市町村を経由する手続が多うございますので、審査する者がデータアクセスしてできるようにやっていきたいと考えております。
- ○髙橋部会長 ですから、例えば、さきほど徳島県知事がいらっしゃいましたけれども、 徳島県の申請システムにも入れるみたいな、そういうのはできるのでしょうか。
- ○安藤室長 一応、農水省としては、所管する手続の申請・審査、あと通知までを考えて おりまして、自治体の中の内部処理システムとの連携までは、今のところ考えておりませ ん。
- ○髙橋部会長 農水省の直轄のみということですか。
- ○山本審議官 そういう意味ではございませんで、本日の資料3の2ページ目にもございますように、共通申請サービスは、都道府県、市町村も関係してくるような構成にしております。これは、まさに農林水産省の補助事業が、県、市町村に関与するものが多いという実態も踏まえまして、利便性を考慮した結果です。

室長が申しましたのは、県や市町村の職員が、それを審査や承認をするような仕組みは、 国で用意したいのですけれども、それを承認するに当たっての内部決裁というのですか、 そういうところは、今でも幾つかの補助金や行政手続のシステムがありますが、内部決裁 までリンクしているものはなかなかないのです。そこは将来的な課題としてはあるかもし れませんけれども、室長が申しましたのは、県、市町村が承認や審査する機能はあります が、内部決裁までは、まさに本当に自治体の固有の話だから、そこまでは国が用意するも のにはなっていないということでございます。

- ○髙橋部会長 要するに、都道府県知事が許認可等をやっている自治事務であれ、それは 乗るということですね。
- ○山本審議官 はい。
- ○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。大体そんな形で、今、言ったように、いろいろな形で少し、なるべく負担がないような形で制度設計を、IT室ともよく御相談の上、制度設計をしていただければありがたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

本日の議題は、以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

- ○石崎参事官 次回の日程につきましては、後日、事務局のほうから御連絡させていただきます。
- ○髙橋部会長 それでは、これで、会議を終了いたします。 どうもありがとうございました。